

県立学校の学校給食における 異物混入発生時対応マニュアル

平成30年3月

滋賀県教育委員会

本マニュアルは、県立学校において学校給食に異物混入が発見された場合、児童生徒への健康被害を最小限に防ぐために、発生時における学校や教育委員会が相互に連携し、早期に的確な対応を行うことを目的に、基本的な事項をまとめたものである。

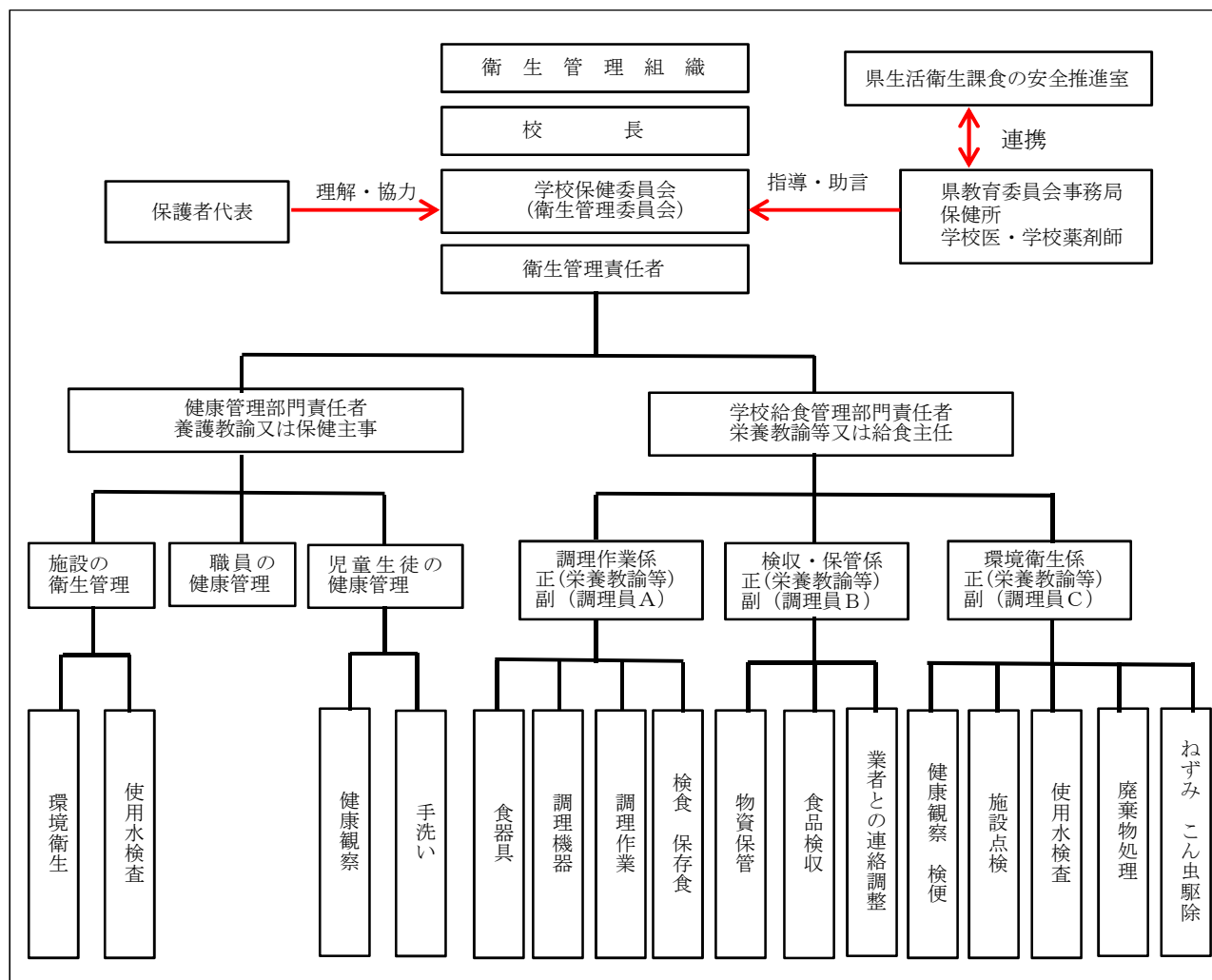
I. 衛生管理体制の確立

学校給食衛生管理基準では、校長等は、学校保健委員会等を活用するなどにより、栄養教諭等、保健主事、養護教諭等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健所長等の専門家及び保護者が連携した学校給食の衛生管理を徹底するための体制を整備し、その的確な運用を図ることとされている。

衛生管理体制組織図例

単独校用(例)

学校(単独校用)



II. 異物の定義と区分

『異物とは人に悪影響を及ぼしうるガラスおよび金属等である。*1
ここでは、一般に異物として扱われる生産、貯蔵、流通、販売に至る不適切な取扱いに伴って、食品中に混入、侵入あるいは迷入した有形外来物を対象とする。』

出典：(公社)日本食品衛生協会「食品衛生検査指針理化学編 2015」より
*1：平成16年2月27日付食安発第0227012号(厚生労働基準医療食品局安全部長通知)
平成26年5月12日付食安発0512第6号(改正)

県立学校の給食における「異物」は以下のとおり区分する。

区 分		具体的な物質例
危険物	健康被害のおそれが高いもの	①金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック片、陶器片、薬品など ②衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)、ねずみの糞など
非危険物	健康被害のおそれが低いもの	毛髪、ビニール片、繊維、スポンジ片、上記以外のプラスチック片、野菜につく虫、食材由来のものなど

※ただし、異物の大きさ、量、形状等に応じて個別に判断する。

原則として、原料そのものに由来する物質や変色部分は異物と考えない。
(例)魚の鱗や骨、こげ、たまねぎの皮、米ぬか など

III 学校給食における異物発見時の対応について

1. 学校がとるべき対応(外部委託調理も場合もこれに準ずる)

(1) 教室等で給食の中に異物が発見された場合

【発生直後の対応】

①児童生徒の安全確認

- ・異物を発見した児童生徒の健康状態や怪我の有無を確認する。
- ・健康被害が確認された場合は、速やかに養護教諭に知らせる。
- ・他の児童生徒の給食への混入、健康状態等について確認する。

②異物混入の状況把握

- ・異物を発見した時の状況を正確に把握し、時系列に記録する。
誰が発見したのか?・・・児童生徒、担任などを把握。
いつ発見したのか?・・・配膳(前・中・後)、喫食中。異物を発見した時の時間などを把握。

異物の状態は？・・・・・・異物が特定できるか？

材質・色・形・硬さ・大きさなど。

食材の中に入り込んでいたか、上に乗っていたかなど。危険物か非危険物か。

③異物や給食の保全

- ・管理職が確認するまで、発見時のまま異物及び給食を保全する。
- ・必要に応じて写真に撮っておくなど、現状がわかるようにしておく。

④管理職への報告

- ・異物混入の発見・報告の際には、喫食の停止を指示し、速やかに管理職に報告する。

⑤喫食、給食の中止の判断

- ・管理職は現場で状況を確認し、栄養教諭等と相談した上で、除去して喫食、代替による喫食または給食の中止を判断し、職員に指示を行う。
- ・危険物の混入等、複数の学級への混入の可能性がある場合は、速やかに他の職員へ連絡し、給食を中止するなどの指示を行う。
- ・健康被害が生じないと判断される場合であっても、著しく不潔感があるなど、児童生徒の心理面に悪影響を及ぼす恐れがある場合などは、給食を中止する。

⑥児童生徒への説明

- ・給食を継続する場合は、混入した異物が非危険物であり健康被害の恐れがないことを学級担任等から児童生徒に説明した上で喫食させる。
- ・給食を中止した場合は、安全のために給食を中止したことを学級担任等から児童生徒に説明する。

⑦混入経路の確認の指示

- ・調理室で混入した可能性がある場合、調理従事員等に異物混入の状況を知らせ、混入経路の確認の指示を行う。
- ・県学校給食会または業者から購入した食材に異物の混入がある場合、県学校給食会または業者に異物混入の状況を知らせ、異物混入の原因や今後の対応についての報告書の提出を求める。

⑧保護者への説明

- ・給食を中止した場合は、保護者宛の説明文書を作成し、児童生徒に持ち帰らせる。
- ・健康被害等を受けた児童生徒、受ける可能性がある児童生徒の保護者に対しては、家庭訪問を行うなど安全な給食を提供できなかったことを謝罪する。
- ・喫食を継続した場合でも、児童生徒や保護者の状況に応じて保護者宛の

説明文書を持ち帰らせる。

⑨教育委員会への報告

- ・給食を中止した場合は、教育委員会（077-528-4614 保健体育課）へ電話で報告後、「異物混入事故報告書」をメールまたはファックスにより速やかに報告する。その際には、保護者宛の説明文書や異物混入の状況がわかる画像を添付する。
- ・給食を中止しなかった場合でも、保護者宛の説明文書を配布した際には上記に準じて教育委員会への報告を行う。
- ・経過報告等がある場合は、随時報告を行う。

⑩保健所への連絡

- ・健康被害が生じるおそれがあると考えられる場合は、各地域保健所に連絡し、指示・助言を受ける。

⑪報道関係、保護者対応

- ・教育委員会または保護者から報道機関への情報提供があった際に備え、学校の窓口を管理職に一本化する。
- ・管理職は、時系列にまとめた記録や学級担任等の証言をもとに、説明内容をまとめておく。

【事後の対応・再発防止への取組】

①児童生徒の安全確認

- ・児童生徒の健康観察を丁寧に行う。
- ・特に異物を喫食した児童生徒に対しては、3～5日間は十分に注意して観察する。

②給食再開の際の児童生徒への説明

- ・異物の混入経路が判明している場合は、児童生徒の発達段階に応じて説明する。また、再発防止に向けての手立てを行っていること、給食関係者が安全・安心な給食の提供に取り組んでいることもあわせて説明する。
- ・異物の混入経路がはっきりしない場合は、児童生徒の発達段階に応じて、給食関係者が原因究明に取り組んでいること、安全・安心な給食の提供に取り組んでいることを説明する。

③再発防止策の検討と保護者への説明、教育委員会への報告

- ・異物の混入経路が判明した際には、再発防止策を講じる。
- ・講じた再発防止策は、必要に応じて保護者へ説明する。
- ・講じた再発防止策を「異物混入再発防止策報告書」にまとめ、メールまたはファックスにて教育委員会へ報告する。

(2) 調理室で異物が発見された場合

【発生直後の対応】

①学校給食衛生管理者への報告

- ・調理従事者が作業前や作業中に異物混入を認識した場合は、栄養教諭等の衛生管理責任者に報告して指示を仰ぐ。

②給食提供に向けた対応

- ・①により報告を受けた衛生管理責任者は、異物混入の状態を確認する。
- ・業者から納品された段階での混入の場合、その食材の交換等が可能かどうか、給食提供に出来る限り支障が出ないように対応を行う。あわせて、異物混入の経路の確認と再発防止策についての報告書の提出を求める。また、各地域保健所から業者への指導等を希望する場合など、必要に応じて、各地域保健所へ報告する。
- ・調理段階での混入の可能性が高い場合、混入の経路を確認する。危険物の場合は調理を停止し、速やかに衛生管理責任者から管理職に報告する。非危険物の場合、異物を除去して原則調理を再開するが、洗浄不足による虫の混入など他にも混入の恐れがある場合は、調理を停止し、管理職に報告する。
- ・報告を受けた管理職は混入状況を確認し、調理の再開・中止を判断して指示を行う。

③給食提供の停止、献立変更の対応

- ・給食提供の中止や献立変更を行う場合は、管理職と栄養教諭等とで児童生徒への説明内容を検討し、学級担任へ伝達する。学級担任は、児童生徒の発達段階に応じて給食提供の中止や献立変更について説明する。

④保護者への説明

- ・給食の中止や献立の変更をした場合は、保護者宛の説明文書を作成し、児童生徒に持ち帰らせる。

⑤教育委員会への報告

- ・給食を中止した場合は、教育委員会（077-528-4614 保健体育課）へ電話で報告後、「異物混入事故報告書」をメールまたはファックスにより速やかに報告する。その際には、保護者宛の説明文書や異物混入の状況がわかる画像を添付する。
- ・給食を中止しなかった場合でも、献立の変更等で保護者宛の説明文書を配布した際には上記に準じて教育委員会への報告を行う。
- ・経過報告等がある場合は、随時報告を行う。

⑥報道関係、保護者対応

- ・教育委員会または保護者から報道機関への情報提供があった際に備え、学校の窓口を管理職に一本化する。
- ・管理職は、時系列にまとめた記録や学級担任等の証言をもとに、説明内容をまとめておく。

【事後の対応・再発防止への取組】

①再発防止策の確立

- ・業者から提出された再発防止策を確認し、衛生管理責任者から指導を行う。
- ・調理段階で混入した場合は、衛生管理責任者を中心に調理従事者と再発防止策を検討し、再発防止に努める。また必要に応じて、各地域保健所の指示・助言を受ける。

②給食再開の際の児童生徒への説明

- ・異物の混入経路が判明している場合は、児童生徒の発達段階に応じて説明する。また、再発防止に向けての手立てを行っていること、給食関係者が安全・安心な給食の提供に取り組んでいることもあわせて説明する。
- ・異物の混入経路がはっきりしない場合は、児童生徒の発達段階に応じて、給食関係者が原因究明に取り組んでいること、安全・安心な給食の提供に取り組んでいることを説明する。

③再発防止の保護者への説明、教育委員会への報告

- ・講じた再発防止策は、必要に応じて保護者へ説明する。
- ・講じた再発防止策を「異物混入再発防止策報告書」にまとめ、メールまたはファックスにて教育委員会へ報告する。

2. 教育委員会がとるべき対応

【発生直後の対応】

①学校への指導

- ・学校と連携を図り、情報を集約する。報告をもとにして、必要な指導を行う。

②関係機関との連携

- ・下記のフローを参考にして、関係機関と連携した対応を行う。
- ・食の安全推進室や畜産課（牛乳の場合）に報告し、対応の指導を仰ぐ。

③教育長への報告、報道対応

- ・健康被害発生時等、必要に応じて報道機関に対して情報提供を行う。
- ・報道機関への資料提供を行った場合等、報道対応の発生が予想される場合は、教育総務課を通じて教育長に報告する。

【事後の対応・再発防止への取組】

①再発防止策についての指導

- 学校から提出された「異物混入再発防止策報告書」をもとに、再発防止に向けた学校等の取組の進捗状況を確認し、必要な指導を行う。

②再発防止策の周知・徹底

- 学校から提出された「異物混入事故報告書」「異物混入再発防止策報告書」等をもとにして、各学校での安全安心な学校給食の提供のために異物混入事案の概要と再発防止策を、マニュアルの改訂や研修会等での情報提供等に活用する。

IV. 学校における異物混入対応フロー(例)

